

川崎市手数料条例第 7 条第 3 号の規定に基づく、新型コロナウイルスワクチンの職域接種に係る診療所開設許可申請手数料免除の取扱要綱を廃止する要綱

川崎市手数料条例第 7 条第 3 号の規定に基づく、新型コロナウイルスワクチンの職域接種に係る診療所開設許可申請手数料免除の取扱要綱（令和 3 年 6 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。